

豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が事業採択したがけ地近接等危険住宅移転事業の実施に際し、危険住宅を移転する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業等)

第2条 この要綱に基づいて、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)の経費、補助対象額、補助率等は別表に定めるとおりとする。

(補助事業の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 危険住宅に居住する者(借家人の場合は、所有者の同意が得られる者を含む。)
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 危険住宅の移転先が、市外でない者

(補助対象者の適用除外)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体

(事前相談)

第4条 居住者等が、補助金の交付を受けて補助対象事業を行おうとする場合、別に定める事前相談書を提出しなければならない。なお、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る事前相談は、補助金の交付申請を

しようとする前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 前項の事前相談の際には、建設年及び建物が住宅であることを証明するものとして次のいずれかを提出しなければならない。

(1) 固定資産課税台帳登録証明書(家屋)の写し

(2) 建物の登記事項証明書の写し

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助事業を行おうとする者は、別に定める補助金交付申請書により原則として 6 月 15 日までに市長に申請しなければならない。ただし、危険住宅の移転行為に伴って、他の目的をもつ市の補助制度等を同時に利用する場合は、申請できない。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第 7 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 補助金交付の決定通知を受けた者が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の内容及び経費の変更)

第 9 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、別に定める事業内容及び経費変更承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助金額の変更)

第 10 条 補助事業者は、前条に規定する事業内容の変更により補助金

額に変更を生じた場合は、別に定める補助金交付変更申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

（予定期間内に完了しないときの報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないときは、別に定める完了期日変更申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに別に、定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第13条 市長は、完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、現地調査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の確定通知後に、補助事業者の請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）法令・この要綱・補助金の交付の決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

（3）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

（4）決算額が補助基本額に比べて減少したとき。

（5）補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。

（6）提出書類に虚偽の事項を記載し、補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（7）第3条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(遅滞金利息)

第16条 補助事業者は、補助金の返還を決定され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき豊田市税外収入に係る遅滞金条例(昭和39年条例第7号)に規定する遅滞金利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅滞金利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。)を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

2 補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した額の全部又は一部に相当する額を返還納付させることができる。

(検査等)

第18条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別 表

経 費 の 配 分	補 助 事 業 の 内 容	補 助 対 象 額	補 助 率
危険住宅の除却等に 要する経費 (除却等費)	移転を行う 者に対して 危険住宅の 除却等に要 する費用を 交付する事 業	1戸当たり 975 千円を 限度とする。	10/10
危険住宅に代わる住 宅の建設(購入を含 む。)に要する経費 (建物助成費)	移転を行う 者に対して、 危険住宅に 代わる住宅 の建設又は 購入(これに 必要な土 地の取得を 含む。)をす るために要 する資金を 金融機関、 その他の機 関から借り 入れた場合 において、 当該借入金 利子(年利 率 8.5%を 限度とする 。)に相当 する額の費 用を交付す る事業	1戸当たり 4,210 千円 (建物 3,250 千円、土 地 960 千円)を限度と する。 ただし、特殊土壌地 帯、地震防災対策強化 地域、保全人家 10 戸未 満の急傾斜地崩壊危険 区域及び出水による災 害危険区域(「特殊土 壌地帯等」)については、 1戸当たり 7,318 千円 (建物 4,650 千円、土 地 2,060 千円、敷地造 成 608 千円)を限度と する。	10/10

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

補助事業の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
補助事業の目的及び内容	がけ地の崩壊により生命に危険をおよぼす恐れのあるがけ地に近接した危険住宅を撤去し、安全な住環境の場所に移転することを目的として、事業の実施をする。
補助事業の完了予定期日	年 月 日
補助事業の実施計画	別紙のとおり
交付申請額	金 円
交付申請額の算出基礎及び事業内容、経費内容	別紙（補助事業の実施計画）のとおり
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業の実施計画 (2) 移転先及び危険住宅の位置図 (3) 移転先の土地登記簿謄本及び土地整理図写し (4) 除去等費、建物建築費、土地購入費、敷地造成費の見積書の写し（該当事業のみ） (5) 資金計画書または借入金返済計画書 (6) 危険住宅の配置図、がけ部分断面図 (7) 危険住宅の現況写真 (8) 市税納税証明書（完納証明） (9) 住民票の写し（全記載で世帯全員のもの） (10) 住宅等調書（がけ地近接危険住宅移転事業）

補助事業の実施計画

事業主（申請者） _____

危険住宅及び移転先住宅の概要

(1) 危険住宅について

所在地 豊田市 町

構造及び延べ床面積 造 階建て 延べ m²

建築年 _____

土地所有別 自己所有地・借地

(2) 移転先住宅について

移転場所 豊田市 町

移転方法 新築・購入・解体移転・曳家・転居

構造及び延べ床面積 造 階建て 延べ m²

土地所有別 自己所有地・新規購入

造成工事 有・無

(3) 移転工事について

予定工事期間

危険住宅移転（解体） _____ 年 月 ~ _____ 年 月

移転先住宅工事 _____ 年 月 ~ _____ 年 月

事業完了予定 _____ 年 月 日

移転資金計画の概要（予定）

(1) 事業費について

総事業費	_____	千円
事業別内訳		
除却等の経費	_____	千円
新築（購入）の経費	_____	千円
土地購入の経費	_____	千円
敷地造成の経費	_____	千円
資金別内訳		
自己資金	_____	千円
その他借入金	_____	千円

(2) 借入金の内容について（裏面に記載）

借入金の内容（予定）

住宅建設（購入）に対する借入金額

借入金種目			
借入金額	千円	千円	千円
借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
返済期間	年	年	年
返済方法			
借入利率	%	%	%
返済総額	円	円	円
利子総額	円	円	円

土地購入に対する借入金額

借入金種目			
借入金額	千円	千円	千円
借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
返済期間	年	年	年
返済方法			
借入利率	%	%	%
返済総額	円	円	円
利子総額	円	円	円

土地造成に対する借入金額

借入金種目			
借入金額	千円	千円	千円
借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
返済期間	年	年	年
返済方法			
借入利率	%	%	%
返済総額	円	円	円
利子総額	円	円	円

住宅等調査書（がけ地近接危険住宅移転事業）

※

都道府 県名		市町 村名	
-----------	--	----------	--

問1 あなた（世帯主）の年令、職業、所得についておたずねします。

年 令	主 な 職 業	過去一年間の所得金額
才		万 円

問2 移転前、移転後の住宅、敷地及び同居人員についておたずねします。

区 分		移 転 前	移 転 後
住 宅 に つ い て	建設されたのはいつですか。	年	
	構造は、次のどれに該当しますか。	1 木造 2 コンクリートブロック造 3 鉄骨造 4 その他（ ）	1 木造 2 コンクリートブロック造 3 鉄骨造 4 鉄筋コンクリート造 5 鉄骨鉄筋コンクリート造
	建て方は、次のどれに該当しますか。	1 一戸建 2 長屋建 3 共同建	1 一戸建 2 長屋建 3 共同建
	延床面積は	㎡	㎡
	住宅の所有形態は次のどれに該当しますか。	1 持家 2 民営の借家 3 その他（ ）	1 持家 2 民営の借家又は賃貸アパート 3 公営・公団・公社の賃貸住宅 4 その他（ ）
敷 地 に つ い て	敷地面積は	㎡	㎡
	敷地の所有形態は次のどれに該当しますか。	1 自己所有者 2 借地 3 その他（ ）	1 自己所有地 2 移転に伴い新たに購入 3 借地 4 その他（ ）
同居人数は何人ですか。 （世帯主を含む。）		人	人

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所

氏 名

年度 かけ地近接等危険住宅移転事業内容及び経費変更承認申請

年 月 日付け 豊建相発第 号で補助金の交付決定のあったこの事業について、下記のとおり事業内容及び経費の変更をしたいので承認してください。

事業内容及び経費 の 変 更 理 由	
経費の変更内訳書	別紙のとおり
添 付 書 類	

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 かけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 豊建相発第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更交付してください。

変更を必要とする 具 体 的 な 内 容		
変更の 内 容	交付決定額	
	増 減 額	
	変更申請額	
備考		

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所

氏 名

年度 かけ地近接等危険住宅移転事業完了期日変更申請書

年 月 日付け 豊建相発第 号で補助金の交付決定のあったこの事業の完了期
日を下記のとおり変更します。

変更前の完了期日

年 月 日

変更後の完了予定期日

年 月 日

変更の理由

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 かけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日付け 豊建相発第 号で補助金の交付決定のあったこの事業は、下記
のとおり完了しました。

補助事業の名称	かけ地近接等危険住宅移転事業
補助金の交付決定額	円
補助金の精算額	円
補助事業の実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日
添 付 書 類	(1) 補助金清算調書(収支決算調書) (2) 写真(危険住宅及び移転先住宅) (3) その他 ア 除去等については、施工業者の領収書の写し イ 移転先住宅の配置図、各階平面図 ウ 建物、土地、敷地造成の助成については、金融機関等からそれぞれの 融資契約書の写し又はこれに代わる証明書等

豊田市長

事前相談者 氏

住 所

氏 名

電 話 ()

豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業事前相談書

次の危険住宅について補助金の交付を受けたいので、豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて事前相談書を提出します。

1.補助を受けようとする危険住宅の概要

(1)住宅所有者 _____

(2)建築物所在地 _____

(3)建築年 _____

(4)規模等 _____

ア.敷地面積 _____ m²

イ.建築面積 _____ m²

ウ.延べ面積 _____ m²

工.構 造 _____

オ.階 数 _____ 地上 _____ 階/地下 _____ 階

(5)工事予定年月日 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(6)移転予定地 _____

ア. 移転先住所 _____

イ. 移転方法 _____ 新築・購入・解体移転・曳家・転居

ウ. 借入予定 _____ 有・無

エ. 土地の造成予定 _____ 有・無

2.代理者(設計者等)の連絡先 _____

(1)資格

(2)氏名

(3)事務所の名称

(4)所在地

(5)電話番号